

施 工 条 件 総 括 表

工事名:布澤橋橋梁修繕工事

下記項目、事項のうち○印欄は、工事施工にあたって制約等をうけることになるので明示する。
 なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と協議し適切な措置を講ずるものとする。

明 示 項 目	施 工 条 件
I 工 程 関 係	1. 関連する別途発注工事あり ・ 工 事 名 : ・ 予 定 期 間 : 2. 施工時期、時間、方法の制限あり ・ 時 期 : ・ 時 間 : ・ 方 法 : 3. 関係機関協議による工程条件あり ・ 協 議 内 容 : ・ 完了予定時期 : 4. その他
II 用 地 関 係	1. 工事用地等の未処理部分あり ・ 処理見込時期 : ・ 区 間 : 2. 仮設ヤードの指定あり ・ 場 所 : ・ 期 間 : 3. その他
III 公 害 対 策 関 係	1. 公害防止の制限あり(騒音・振動、排出ガス、粉じん、水質等) ・ 施 工 方 法 : ・ 作 業 時 間 : 2. 家屋等の調査の必要性あり ・ 方 法 : ・ 範 囲 : 3. その他
IV 安 全 対 策 関 係	1. 交通安全施設等の指定あり ・ 交 通 誘 導 員 : ・ その他施設等 : 2. 近接作業制限あり(鉄道、ガス、水道、電気、電話) ・ 内 容 : ・ 工 法 制 限 : ・ 作業時間制限 : 3. 発破作業あり ・ 保安設備及び保安要員 : ・ 作業時間制限 : ・ 防 護 工 : 4. 防護施設(落石、雪崩、土砂崩落等) ・ 内 容 : ⑤ その他 交通誘導員については、警察等関係機関と協議により、交通処理方法等の変更が生じた場合や現地の状況により、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

V 工事用道路関係	1. 一般道路を搬入路としての使用制限あり ・ 搬 入 経 路 : ・ 期 間 : ・ 使用後の処理 :
	2. 一般道路の占有 ・ 期 間 : ・ 規 制 条 件 : ・ 時 間 制 限 :
	3. 仮設道路設置 ・ 工法指定の有無 : ・ 用 地 関 係 : ・ 安 全 施 設 : ・ 工事完了後の「存置」または「撤去」 :
	4. その他
VI 仮 設 備 関 係	1. 仮設備の指定あり
	2. 仮施設の条件指定あり ・ 作業時間制限 :
	3. 仮設構造物の転用、兼用あり ・ 工 種 : ・ 内 容 :
	4. イメージアップあり ・ 内 容 :
	5. その他
VII 残 土 ・ 産 業 廃 棄 物 関 係	別紙特記仕様書のとおり
VIII 工事支障物件等	1. 占有支障物件あり(電気、電話、水道、ガス等) ・ 内 容 : ・ 移設、撤去、防護方法等 : ・ 時 期 :
	2. 占有物件重複施工あり ・ 内 容 :
	3. その他 上下水道局及び越後天然ガス等関係機関と立会の後、施工するものとする。
IX 排 水 工 (濁水処理含む)	1. 濁水、湧水処理等の特別な対策あり ・ 内 容 :
X 薬液注入関係	1. 薬液注入工法あり 別紙条件明示による
XI そ の 他	1. 現場発生材あり ・ 品 名 : ・ 納 入 場 所 :
	2. 支給品及び貸与品あり ・ 品 名 : ・ 引 渡 場 所 :
	3. 品質証明の必要あり ・ 新潟県土木工事標準仕様書第1編1-1-24による
	4. その他

仕 様 書

この工事は、新潟県土木工事標準仕様書を準用して施工するものとする。

特 記 仕 様 書

施工計画書

施工計画書は、工事現場着手前に監督員に提出しなければならない。ただし、請負金額が500万円未満の工事および緊急を要する工事においては監督員の承諾を得て提出を省略することができる。

地下埋設物

工事を施工するに当たり、地下埋設物の台帳閲覧および管理者の立会いの後、施工を行うこと。

安全・訓練

安全・訓練等の実施状況はビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備・保管し、工事完了後に監督員に提示しなければならない。

工事カルテ

1. 請負金額500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえで工事カルテの登録申請をしなければならない。登録申請の期限は、契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。
また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際は、その写しをただちに監督員に提出しなければならない。

建設副産物

1. 再生資材の利用
下記資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

再生資源名	規格	使用箇所	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	基礎材	
アスファルト再生クラッシャーラン	ARC-40	下層路盤材	

2. 建設発生土の利用
盛土等に使用する発生土は、下記の工事からの建設発生土を利用すること。

発注機関	工事名	発生場所	施工業者名・連絡先	備考

3. 建設発生土の搬出
工事の施工により発生する建設発生土処理は、下記により積算している。

搬出先	搬出先 地名	連絡先	設計 運搬距離	受入時間	設計 受入費用	仮置場所 の有無	備考

建設発生土改良土プラントへ土砂を運搬処理する場合、上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、発注者が想定している施設と請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

4. 建設廃棄物の搬出
工事の施工により発生する廃棄物は、下記により積算している。

搬出する廃棄物名		設計運搬距離	受入時間	設計受入費用	備考
アスファルト塊					
コンクリート塊	無筋				
	有筋				
	二次製品				
汚泥					

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、発注者が想定している施設と請負者の提示する施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

5. 建設リサイクル法の対象工事においては、特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したときは、法18条に基づき再資源化等完了報告書を監督員に提出すること。

6. 自ら産業廃棄物を運搬・処分する以外は、委託契約書の写しを監督員に提出すること。
7. 土砂500t・砕石500t・AS200t以上および残土500m³・廃棄するコンクリート計200t以上が見込まれる工事については、「再生資源利用計画書」「再生資源利用促進計画書」および「再生資源利用実施書」「再生資源利用促進実施書」作成して監督員に提出すること。
8. 産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、廃棄物処理法で定められた産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに監督員に提示しなければならない。なお、建設副産物が適正に処理されているか事前に通知せずに追跡調査を実施する場合がある。
9. 建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定や条件によりがたい場合は、速やかに発注者に報告し、協議すること。

再生クラッシャーラン・アスファルト再生クラッシャーラン

建設工事に伴い発生する建設廃材を破砕又は混同して製造する再生クラッシャーラン及びアスファルト再生クラッシャーラン（以下「再生クラッシャーラン等」という）の性状について、次のとおり規定する。

1. 材料

(1) 種類

① 再生クラッシャーラン（RC-40）

セメントコンクリート廃材から製造した再生骨材及び路盤再生骨材（路盤発生材に必要な応じて破砕、分級して製造した骨材）を単独又は相互に組み合わせ、必要な応じてこれに補足材を加えて、所要の品質が得られるように調整した材料をいう。

② アスファルト再生クラッシャーラン（ARC-40）

再生クラッシャーラン（RC-40）もしくはクラッシャーラン（C-40）を母材とし、グリスアンダー材を混合したものをいう。

(2) 再生クラッシャーラン等は、ゴミ、泥、有機物、プラスチック、金属、ガラス、陶磁器、レンガ、瓦などを有害量含んではない。

(3) 再生クラッシャーラン等の粒径については、最大40mmとする。

2. 品質

再生クラッシャーラン等の品質規格および品質管理については、新材のクラッシャーランに準じるものとする。

竣工時提出書類

1. 竣工書類はA4版のファイルに綴じて提出すること。背表紙は右図のとおり年度、工事名、請負業者名を明記すること。
2. 工事写真とは別に竣工写真を1部提出すること。
3. 工事写真にはネガフィルムまたは電子データを記録したCD-R等を併せて提出すること。

枠の色は下表のとおりとする。

年度	R5	R6	R7	R8
色	橙	緑	赤	青

年度
工 事 名
請 負 業 者 名

設計変更及び工事一時中止

設計変更及び工事一時中止については、五泉市契約事務規則建設工事請負基準約款第20条～第26条及び新潟県土木工事標準仕様書共通編1-1-15～1-1-17によるところであるが、その具体的な考え方や手続きについては「土木工事設計変更ガイドライン」（新潟県土木部 平成28年5月）及び「工事一時中止に係るガイドライン」（新潟県土木部 平成28年5月）によることとする。

積算条件

この設計書は、令和8年7月20日現在の単価により積算している。

排出ガス対策型建設機械関係

1. 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着（黒煙浄化装置付）することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載している油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機リバースサーキュレーションドリル、アースドリル地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機 ・ロードローラ、タイヤローラ・振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5k以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。

2. 各歩掛内で標準としている排出ガス対策型建設機械を積極的に使用し普及促進に努めること。

令和８年度 五泉市「週休２日取得促進工事」

【土木工事】

発注者指定型特記仕様書

本工事は、五泉市「週休２日取得促進工事」発注者指定型の対象案件である。実施にあたっては「令和８年度 五泉市『週休２日取得促進工事』実施要領」に基づき行うものとする。

本工事は、完全週休２日（土日）達成時の補正係数を、労務費・間接工事費率・市場単価・標準単価に乗じて予定価格を算出し、発注している。

現場閉所の実績を確認後、完全週休２日（土日）を達成しない場合は、減額変更し、補正を行わない。

受発注者は、契約後速やかに「週休２日取得促進工事」であること及び実施に向けた課題有無を確認する。課題がある場合は、打合せ簿により協議及び検討を行い、解決を図る。

実施要領は五泉市ホームページより入手できる。